

内閣府男女共同参画局任期付職員の募集について

内閣府男女共同参画局では、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」（平成12年法律第125号）に基づき、以下の官職の募集を行います。

1. 採用予定官職

職名 内閣府事務官（男女共同参画局男女間暴力対策課専門職）（予定）

2. 職務内容

配偶者等への暴力（DV）や性犯罪・性暴力等の暴力は、個人の尊厳を踏みにじる重大な人権侵害であり、その根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題となっている。このため、内閣府男女共同参画局においては、男女共同参画基本計画等に基づき、関係省庁と連携して、暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするための広報啓発に取り組むとともに、「配偶者暴力相談支援センター」や「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」等の相談支援体制の充実を図り、被害に遭った方々が相談しやすい環境の整備を推進している。また、DV対策においては、被害者支援の一環として、加害者に対し、自らの暴力の責任を自覚させ、再発を防ぐための取組について、交付金等により各地域における実施を推進している。

今回募集する職員は、男女共同参画局の事務のうち、男女間暴力対策課の専門職として、関係職員と協力し、主に以下の事務に従事することとなる。

- (1) 配偶者からの暴力等の暴力の防止及び被害者の保護等の施策について、加害の再発防止の観点を含め、把握・検証等を行うための取組の企画立案・実施
- (2) 各地域における加害を防止する取組等を推進するための自治体関係者等を対象とする研修その他の研修に係る事業の企画立案・実施
- (3) DV及び性犯罪・性暴力等の暴力の被害実態及び相談支援機関における支援状況を把握するために必要な調査研究等の企画立案・実施

また、上記のほか、その時々課題等に対応し、暴力の加害防止に係る施策を中心に、DV、性犯罪・性暴力をはじめとする暴力の防止及び被害者の保護等に関する施策の企画立案・実施、関係省庁や地方公共団体との連絡調整、広報啓発等の業務に従事することも想定される。

3. 募集人員

1名

4. 応募要件

- (1) 大学卒業以上の学歴を有すること。
- (2) 大学・研究機関、官公庁、企業、団体等において、概ね7年以上の職務経験（博士課程等における研究活動を含む。）を有すること。
- (3) 男女共同参画全般や、DV及び性犯罪・性暴力等の暴力の被害者支援等に関して、情報やデータの集計・分析及びその結果に基づく文章（報告書や資料）を作

成する業務に従事した経験を有すること。

- (4) 業務に必要なパソコン（ワード、エクセル、パワーポイント等）の一般的なスキルを有すること。
- (5) 採用予定期間（令和7年4月1日から令和9年3月31日まで）にわたり、継続して勤務が可能なこと。

【注】上記(2)及び(3)の基準については、すべての要件を厳密に満たす必要があるというものではなく、要件を少し満たさない項目が一部にある場合であっても、他の項目で優れた経験・能力等が認められる場合には、総合的に判断を行う。

5. 応募資格

次のいずれかに該当する者は、応募できません。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定により、国家公務員となることができない者
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

6. 採用形態

「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」第3条第2項に基づき常勤の国家公務員として採用。

7. 給与

国家公務員の給与規定（「一般職の職員の給与に関する法律」等）により決定。

8. 身分・服務

「国家公務員法」を適用

9. 雇用期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで（予定）。

採用から6か月間は、試用期間とし、条件付き採用期間とする。

5年を限度として任期更新の場合あり。

10. 勤務時間・休暇

勤務時間：原則として、平日午前9時30分から午後6時15分

（土・日・休日を除く。必要に応じ、超過勤務あり。）

休 暇：年次休暇20日（年の途中で新たに職員となった場合には、その年の在職期間に応じて決定。翌年に繰り越し可能。）、特別休暇（3日間の夏季休暇を含む。）、病気休暇、介護休暇

1 1. 勤務地

内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課
（東京都千代田区永田町1-6-1）

1 2. 応募方法

<提出書類>

(1) 履歴書

- ・ 市販の用紙で可。電子的に作成した履歴書の印刷物も可。
- ・ 写真を必ず添付すること。
- ・ 応募要件に合致する資格等があれば、記入してください。

(2) 志望理由書

- ・ A4横書き1,200字以内

(3) 業務経歴書

- ・ これまで従事した業務の内容を具体的に記述したもの。
- ・ 様式自由。A4横書き。
- ・ 特にこれまでの業務に関する経験及びその職務において得た知見、成果等を重点的に記述し、4. 応募要件に掲げた事項のうち、(2)から(4)までに掲げる経歴については、関連文書等を添付すること。

<提出方法>

郵送に限る。（封筒の表面に「任期付職員（男女間暴力対策課専門職）応募書類」と朱書きのこと）

<書類送付及び問合せ先>

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

内閣府男女共同参画局総務課総務担当補佐 担当：内野

電話番号 03-5253-2111（内37503）

<提出締切>

令和7年2月7日（金）必着

※応募書類の提出に応じ、締切り前であっても随時面接を行わせていただきます。

1 3. 選考方法

1次選考：書類選考

2次選考：面接

※ 1次選考（書類選考）の結果、2次選考（面接）を行うことになった方のみ、2次選考（面接）の日時・場所等をご連絡いたします。

※ 応募書類は、返却いたしません。

1 4 . その他

- (1) 応募の秘密については、厳守いたします。
- (2) 最終的に採用内定者に選考された場合、現在職に就いている方は、採用時に当該所属先から原則退職していただく必要があります（休職は不可）。
- (3) 採用内定後、卒業証明書及び過去に在籍した会社等の在職証明書を提出していただきます。
- (4) 採用後はマイナンバーカードを身分証として使用することとしていますので、あらかじめカード取得の手続きをしていただくこととなります。

以 上